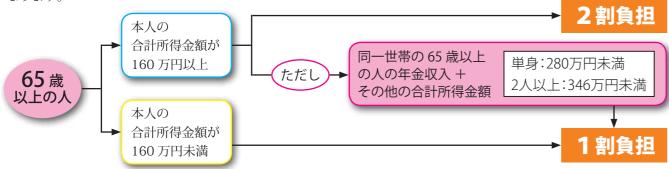
平成27年8月から

一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

一定以上の所得のある人は、介護サービスを利用した時の利用者負担が2割になります。ただし、65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満であれば、1割負担のままとなります。



負担割合証をサービス事業者に提示する必要があります

要支援又は要介護の認定を受けた人に、利用者負担割合(1割又は2割)を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。介護保険サービスを利用する際は必ず事業者に提示してください。

高額介護(介護予防)サービス費等の一部の上限額を引き上げます

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定額を超えたとき、申請により超えた額が支給される「高額介護(介護予防)サービス費」について、医療保険の現役並み所得に相当する人の限度額が引き上げられます。

●利用者負担限度額(1か月)

平成27年7月まで

	対 象	限度額
一般世帯		37,200円(世帯)
市民税非課税世帯		24,600円(世帯)
	課税年金収入額および合計所得 金額の合計が80万円以下の人	15,000円(個人)
	老齢福祉年金受給の人	15,000円(個人)
生活保護受給の人など		15,000円(個人) 15,000円(世帯)

平成27年8月から

	対 象	限度額
-	現役並み所得相当※	44,400円(世帯)
•	一般世帯	37,200円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、世帯の年収が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の人

施設を利用する低所得の人への食費・居住費の補助要件を変更します

据え置き

市民税非課税世帯の人が介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所、又はショートステイを利用したときに、食費・居住費の負担を軽くするため、特定入所者介護サービス費が支給されていますが、平成27年8月から、預貯金等の資産や世帯分離をしている配偶者の所得についても補助要件に追加されます。

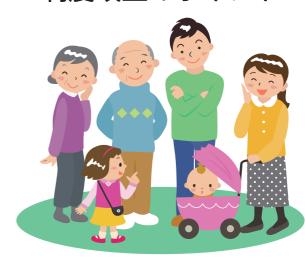
支給の対象外となる人

- 市民税非課税世帯であっても、①、②に該当する場合は、支給の対象外となります。
- ①世帯分離をしている配偶者(事実婚を含む)が市民税を課税されている場合
- ②預貯金などの金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

平成27年4月から介護保険制度が変わりました

どう変わる?介護保険

~制度改正のポイント~



高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの効率化・重点化により、必要なサービスを確保するため、介護保険制度が平成27年4月から改正されました。

今回は、その主な制度改正のポイントを紹介します。

問市高齢福祉課(1階⑧番窓口) ☎31-1116

平成27年4月から

介護保険料の月額基準額が6,040円になりました

65 歳以上の人の保険料は、介護サービスにかかる費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて段階的に決まります。

要介護認定者数の増加に伴い介護サービス費が伸びているため、平成27~29年度の基準額(月額)を次のように改定しました。なお、平成27年度の確定した保険料は7月頃に通知します。

月額基準額* 5,990円(平成24~26年度) → 6,040円(平成27~29年度)

※本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人

特別養護老人ホームの新規入所は原則要介護3以上の人に限定

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の人から入所できましたが、 平成27年4月から、新規入所は原則、要介護3以上の人に限定されるようになりました。

ただし、要介護1及び2の人で、やむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な人は、特例として入所が認められる場合があります。

なお、平成27年3月31日までに入所されている、要介護1及び2の人は引き続き入所することができます。



新規入所は、原則として 要介護3以上の人に限定